

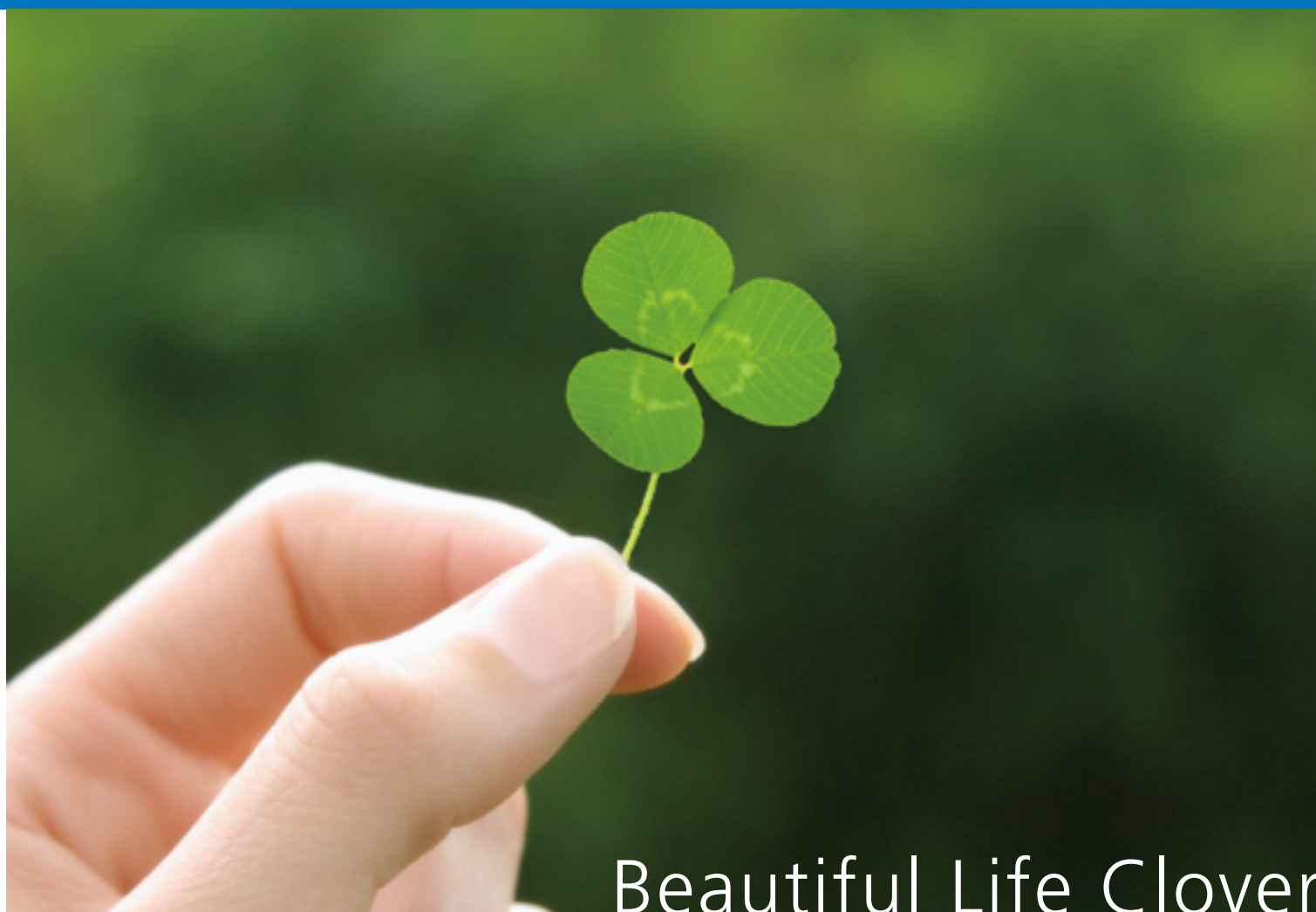
定額個人年金保険(米ドル建/ユーロ建/豪ドル建)

ビーエルクローバー

個人年金保険(米ドル建 09)

ユーロ特約(09)、豪ドル特約(09)

円建年金移行特約(09)、積立金定期引出特約(09)


MetLifeSM
 メットライフ生命


Beautiful Life Clover

契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼 商品パンフレット

この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「ビーエルクローバー」の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

■募集代理店


三井住友銀行
 株式会社三井住友銀行

■引受保険会社

MetLifeSM

メットライフ生命保険株式会社

外貨で選べる3つのプラン。

多彩な選択が可能な「ピーエル クローバー」で、あなたらしい生き方をサポートします。



用語のご説明

- 【基本給付金額】この保険契約の取扱いの基準となる金額のことをいいます。ご契約時の基本給付金額は一時払保険料と同額です。
- 【積立利率】積立金に付する利率のことをいい、契約日(更改日)時点で設定されている積立利率が積立利率保証期間を通じて適用されます(積立利率は毎月1日と16日に設定されます)。積立利率は通貨および積立利率保証期間に応じて異なります。
※ターゲット設定プランにおける据置期間付円建年金移行後の据置期間中に適用される利率と当利率は異なります。
- 【年金原資】年金支払開始日前日末の積立金額のことをいいます。

基本プラン

▶3~4ページをご覧ください



●積立利率保証期間
3年 5年
7年 10年

時間をかけてじっくり育てたい方に

特徴1 運用通貨は米ドル・ユーロ・豪ドルからご選択いただけます。

運用通貨を米ドル・ユーロ・豪ドルの3通貨から選択できますので、資産のグローバル分散が可能になります。グローバル分散により、円高やインフレから資産を守り、資産全体の価値を安定させることが期待できます。

特徴2 ご契約時に運用通貨建の年金原資が確定します。

ご契約時に設定された積立利率は積立利率保証期間を通じて変わりませんので、ご契約時に運用通貨建の年金原資が確定します。

特徴3 受取方法をご選択いただけます。

年金原資の受取方法は「一括受取」または3種類の「年金受取」から選択できます。また、据置期間を延長できるなど様々な選択肢をご用意しています。

「目標額」に到達したら、運用成果を円貨で確定させたい方に

ターゲット設定プラン

▶5~7ページをご覧ください



●積立利率保証期間
5年 7年
10年

特徴1 円建で受け取りたい「目標額」を設定します。

目標額は円換算一時払保険料に「目標割合」を乗じた金額となります。

積立利率保証期間	契約時に選択できる目標額(割合)				
5年	120%	130%	140%		
7年・10年	120%	130%	140%	150%	160%

特徴2 途中で目標額(割合)を変更することができます。

目標額(割合)は据置期間付円建年金移行前の据置期間中、何回でも変更できます。ただし、特約のみの解約はできません。

特徴3-① 目標額に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金に移行します。

設定した目標額に到達した場合は安定した円建年金に移行します。年金原資の受取方法は「一括受取」または3種類の「年金受取」から選択できます。

特徴3-② 目標額に到達しなかった場合、ご契約時に確定している年金原資(運用通貨建)を受け取れます。

目標額に到達しなかった場合は運用通貨建で年金原資が確定します。年金原資の受取方法は「一括受取」または3種類の「年金受取」から選択できます。また、据置期間を延長できるなど様々な選択肢をご用意しています。

定期引出プラン

▶9~10ページをご覧ください



●積立利率保証期間
5年 10年

運用成果を1年後から定期的に受け取りたい方に

特徴1 ご契約の翌年から毎年受け取れます。

積立利率保証期間中、毎年運用成果(定期引出金)を受け取ることができます。

特徴2 定期引出金は円(*)または運用通貨でのお受取りとなります。

*「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用
定期引出金を円でお受け取る場合、毎年の定期引出日におけるメットライフ生命所定の為替レートで円に交換します。定期引出金は分割してお受け取りいただけるため、多彩なニーズに対応することができます。

特徴3 年金原資は「一時払保険料相当額」を保証します。

年金原資は一時払保険料相当額(運用通貨建)を保証します(円貨に交換してお受け取りになる場合には為替リスクがあるため最低保証はありません)。年金原資の受取方法は「一括受取」または3種類の「年金受取」から選択できます。また、据置期間を延長できるなど様々な選択肢をご用意しています。

ご確認ください。

▲ご負担いただく費用があります。

▲解約返戻金額が一時払

保険料を下回る可能性があります。

▲外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)があります。

※金融情勢などの影響により、通貨・積立利率保証期間によってはお取扱いを見合わせている場合があります。お申込みの際は最新の積立

利率をご確認ください。

商品概要 ①
基本プラン

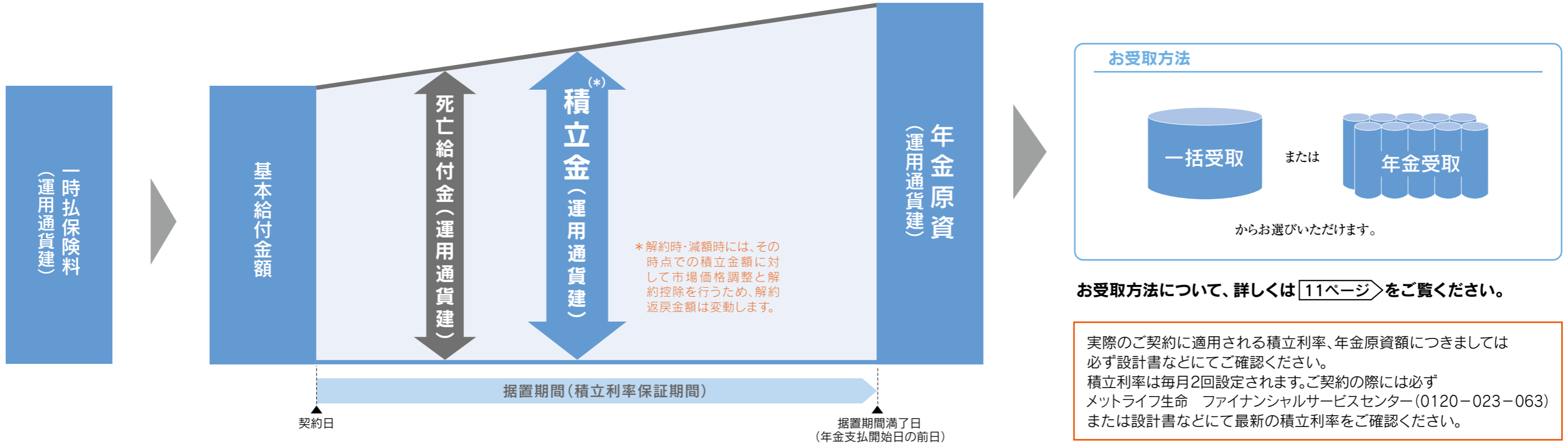
時間をかけてじっくり育てたい方に。

特徴 1 運用通貨は米ドル・ユーロ・豪ドルからご選択いただけます。
1通貨のみではなく、複数の通貨を組み合わせて運用することも可能です。

特徴 2 契約時ご契約時に運用通貨建の年金原資が確定します。
に確定した利率が積立利率保証期間を通じて適用されます。

特徴 3 受取方法をご選択いただけます。
運用成果は一括受取または年金でお受けいただけます。
年金受取の場合は、3つの年金受取方法からお選びいただけます。

■イメージ図



お受取方法について、詳しくは [11ページ](#) をご覧ください。

実際のご契約に適用される積立利率、年金原資額につきましては必ず設計書などにてご確認ください。
積立利率は毎月2回設定されます。ご契約の際には必ず
メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター (0120-023-063)
または設計書などにて最新の積立利率をご確認ください。

運用通貨・据置期間 (積立利率保証期間) がご選択いただけます。

基本プラン	運用通貨 (*)			据置期間 (積立利率保証期間)			
	米ドル	ユーロ	豪ドル	3年	5年	7年	10年

* 1つの契約において、通貨は複数をご選択いただけますが、据置期間 (積立利率保証期間) は同一のものをご選択いただけます。

● 一時払保険料の範囲 (払込方法は一時払のみ)

運用通貨	一時払保険料の範囲		
	最低額	最高額	保険料単位
米ドル	10,000米ドル	5億円相当額 (*)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル		100豪ドル

* 契約日が属する年度のメットライフ生命所定の通算為替レートをを用いて円換算します (別途、通算限度があります。詳しくはお問合せください)。

● 積立利率の上乗せ

積立利率保証期間が10年、かつ一時払保険料が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル以上のご契約の場合、積立利率の決定時に年0.15%上乗せされた利率を適用します。

※ 積立利率の上乗せ適用可否の判断は通貨ごとに行います (複数通貨での合計はしません)。また、他のご契約との通算はしません。
※ 基本給付金額および積立金額が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル未満となる減額はできません。

● ご契約時に選択可能な運用通貨・据置期間 (積立利率保証期間) と契約年齢範囲

据置期間 (積立利率保証期間)	契約年齢範囲 (被保険者年齢)
米ドル・ユーロ・豪ドル建	
3年	0歳~87歳
5年	0歳~85歳
7年	0歳~83歳
10年	0歳~80歳

● 最低保証積立利率

据置期間を通じて以下の最低保証積立利率があります。

最低保証積立利率	
米ドル・ユーロ・豪ドル建	年0.4%

● 死亡保障 詳しくは [契約概要 7](#) をご覧ください。

⚠ 当保険にかかる費用は、「保険関係費用」、「年金を管理するための費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります (詳しくは [契約概要 4](#) をご覧ください)。

⚠ 解約時・減額時には、「市場価格調整」保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります (詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください)。

「解約控除」により解約返戻金額が一時払生じるおそれがあります

⚠ 外国通貨を円貨に交換する場合の影響 (為替リスク) についてご確認ください。為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

商品概要②
ターゲット
設定プラン

「目標額」に到達したら、運用成果を円貨で確定させたい方に。

●「ターゲット設定プラン」は主契約に円建年金移行特約(09)を付加したものです。

特徴1 円建で受け取りたい「目標額」を設定します。
積立利率保証期間によって選択できる目標額(割合)が異なります。

特徴2 途中で目標額(割合)を変更することができます。
目標額(割合)は据置期間付円建年金特約の何回でも変更できます。ただし、建年金移行前の据置期間中、みの解約はできません。

特徴3 目標額に到達しなかった場合、ご契約時に確定している年金原資(運用通貨建)を受け取れます。
ご契約時の積立利率で運用された年金原資(運用通貨建)のお受取りとなります。目標額に到達しなかった場合には運用通貨建でのお受取りとなり、為替リスクはなくなりません。

●目標額:下記からご選択いただけます。

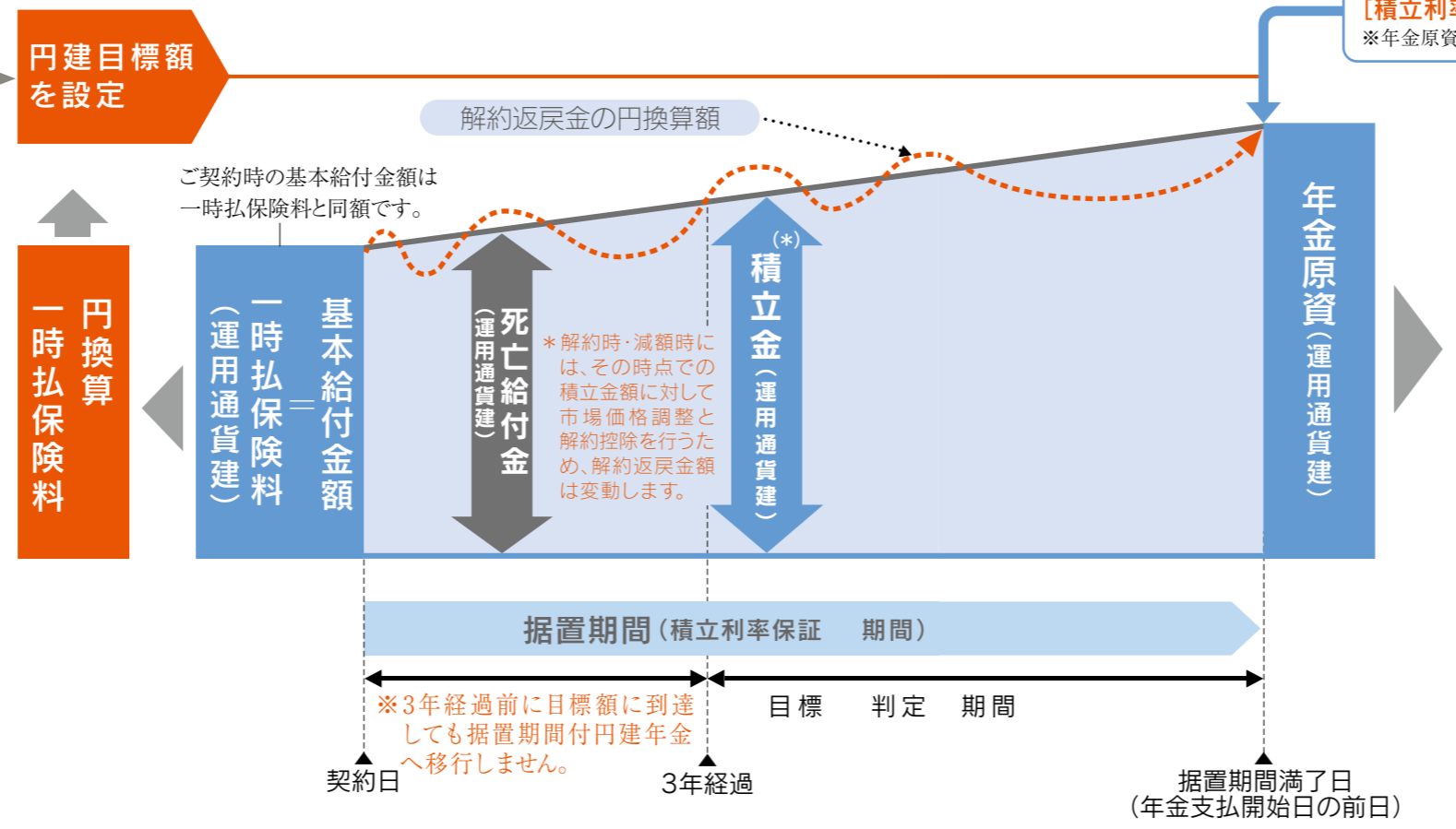
契約時	積立利率保証期間	選択できる目標額(割合)
	5年	120%、130%、140%
	7年・10年	120%、130%、140%、150%、160%
変更時	積立利率保証期間	選択できる目標額(割合)
	5年	120%、130%、140%、300%
	7年・10年	120%、130%、140%、150%、160%、300%

目標額:円換算一時払保険料×契約者の指定した割合
・目標額(割合)は据置期間付円建年金移行前の据置期間中、何回でも変更できます。
・円換算一時払保険料は、メットライフ生命所定のレート(基準額計算為替レート)を用いて算出します。

●目標額到達の判定

目標判定期間	契約日(更改日)から3年経過以後年金支払開始日の前日まで
据置期間付円建年金への移行判定日	目標判定期間中の月単位の契約応当日(月1回)移行判定日以外の日に到達しても移行しません。

・メットライフ生命所定のレート(目標額計算為替レート)による解約返戻金の円換算額が、移行判定日に目標額に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金へと移行します。



ケース② 目標額に到達しなかった場合
据置期間満了まで運用通貨建で運用
【積立利率に応じて増加した年金原資を運用通貨建で確保】
※年金原資は運用通貨建となります。

お受取方法

一括受取 または 年金受取

からお選びいただけます。

お受取方法について、詳しくは [11ページ](#) をご覧ください。

実際のご契約に適用される積立利率、年金原資額につきましては必ず設計書などにてご確認ください。
積立利率は毎月2回設定されます。ご契約の際には必ずメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター(0120-023-063)または設計書などにて最新の積立利率をご確認ください。

運用通貨・据置期間(積立利率保証期間)がご選択いただけます。

ターゲット設定プラン	運用通貨(*)			据置期間(積立利率保証期間)		
	米ドル	ユーロ	豪ドル	5年	7年	10年

*当プランでは、1つの契約において複数通貨を選択することはできません。

●一時払保険料の範囲(払込方法は一時払のみ)

運用通貨	一時払保険料の範囲		
	最低額	最高額	保険料単位
米ドル	10,000米ドル	5億円相当額(*)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル		100豪ドル

*契約日が属する年度のメットライフ生命所定の通算為替レートを用いて円換算します(別途、通算限度があります。詳しくはお問合せください。)

●積立利率の上乗せ
積立利率保証期間が10年、かつ一時払保険料が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル以上のご契約の場合、積立利率の決定時に年0.15%上乗せされた利率を適用します。
※積立利率の上乗せ適用可否の判断は通貨ごとに行います。また、他のご契約との通算はしません。
※基本給付金額および積立金額が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル未満となる減額はできません。

●ご契約時に選択可能な運用通貨・据置期間(積立利率保証期間)と契約年齢範囲

据置期間(積立利率保証期間)	契約年齢範囲(被保険者年齢)
米ドル・ユーロ・豪ドル建	
5年	0歳~85歳
7年	0歳~83歳
10年	0歳~80歳

●円建年金移行特約(09)のお取扱い
・特約の付加 契約時および更改時に付加することができます。
・特約の自動更新 お取扱いはありません。
・特約のみの解約 お取扱いはありません。
・死亡保障 詳しくは [契約概要 7](#) をご覧ください。

●最低保証積立利率
据置期間を通じて以下の最低保証積立利率があります。

最低保証積立利率	
米ドル・ユーロ・豪ドル建	年0.4%

※据置期間付円建年金の場合は異なります。

⚠ 当保険にかかる費用は、「保険関係費用」、「年金を管理するための費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります(詳しくは [契約概要 4](#) をご覧ください)。

⚠ 解約時・減額時には、「市場価格調整」保険料を下回ることがあり、損失が生じる(詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください)。

「解約おそれ」により解約返戻金額が一時払控除により解約返戻金額が一時払控除があります

⚠ 外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)についてご確認ください。為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

商品概要 ②

ターゲット設定プラン

「目標額」に到達したら、運用成果を円貨で確定させたい方に。

●「ターゲット設定プラン」は主契約に円建年金移行特約(09)を付加したものです。

特徴 1 円建で受け取りたい「目標額」を設定します。
積立利率保証期間によって選択できる目標額(割合)が異なります。

特徴 2 途中で目標額(割合)を変更することができます。
目標額(割合)は据置期間付円建年金移行前の据置期間中、何回でも変更できます。ただし、建年金特約の移行前の据置期間中、みの解約はできません。

特徴 3 目標額に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金に移行します。
据置期間付円建年金への移行により、為替変動のリスクがなくなります。

●目標額:下記からご選択いただけます。

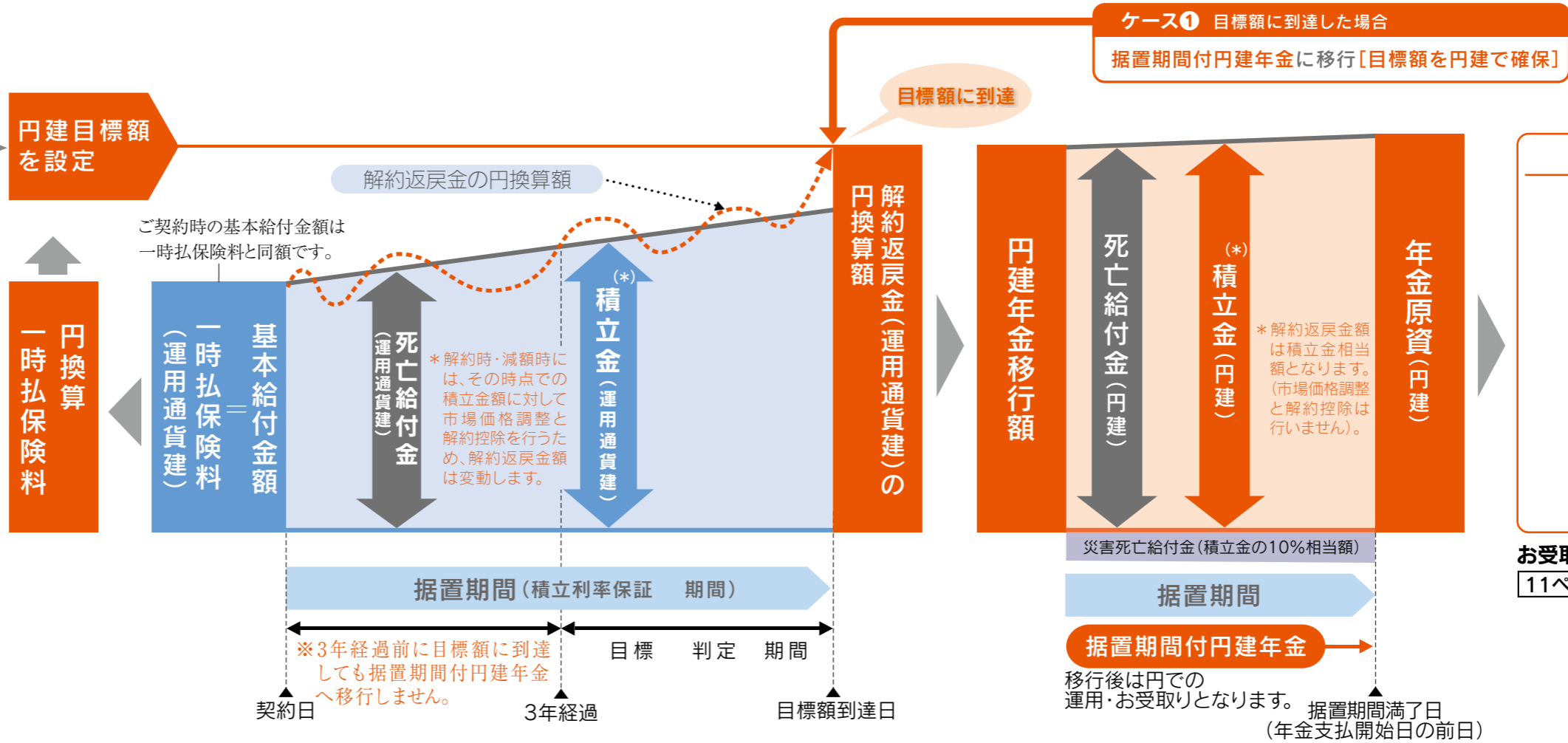
契約時	積立利率保証期間	選択できる目標額(割合)
	5年	120%、130%、140%
	7年・10年	120%、130%、140%、150%、160%
変更時	積立利率保証期間	選択できる目標額(割合)
	5年	120%、130%、140%、300%
	7年・10年	120%、130%、140%、150%、160%、300%

目標額:円換算一時払保険料×契約者の指定した割合
・目標額(割合)は据置期間付円建年金移行前の据置期間中、何回でも変更できます。
・円換算一時払保険料は、メットライフ生命所定のレート(基準額計算為替レート)を用いて算出します。

●目標額到達の判定

目標判定期間	契約日(更改日)から3年経過以後年金支払開始日の前日まで
据置期間付円建年金への移行判定日	目標判定期間中の月単位の契約応当日(月1回)移行判定日以外の日に到達しても移行しません。

・メットライフ生命所定のレート(目標額計算為替レート)による解約返戻金の円換算額が、移行判定日に目標額に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金へと移行します。



お受取方法

一括受取
または
年金受取

からお選びいただけます。

お受取方法について、詳しくは11ページをご覧ください。

運用通貨・据置期間(積立利率保証期間)がご選択いただけます。

ターゲット設定プラン	運用通貨(*)			据置期間(積立利率保証期間)		
	米ドル	ユーロ	豪ドル	5年	7年	10年

*当プランでは、1つの契約において複数通貨を選択することはできません。

●一時払保険料の範囲(払込方法は一時払のみ)

運用通貨	一時払保険料の範囲		
	最低額	最高額	保険料単位
米ドル	10,000米ドル	5億円相当額(*)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル		100豪ドル

*契約日が属する年度のメットライフ生命所定の通算為替レートを用いて円換算します(別途、通算限度があります。詳しくはお問合せください)。

●積立利率の上乗せ

積立利率保証期間が10年、かつ一時払保険料が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル以上のご契約の場合、積立利率の決定時に年0.15%上乗せされた利率を適用します。

※積立利率の上乗せ適用可否の判断は通貨ごとに行います。また、他のご契約との通算はしません。
※基本給付金額および積立金額が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル未満となる減額はできません。

据置期間付円建年金について

- 据置期間付円建年金とは
据置期間付円建年金では、移行日の円建年金移行額を積立金として、年金支払開始日の前日まで(移行後の据置期間)をメットライフ生命所定の利率にて円建で運用いたします。給付金・年金の支払いなどは円貨により行われます。
※据置期間付円建年金移行後の据置期間中に適用される利率と契約日(更改日)時点で設定されている積立利率は異なります。
- 解約返戻金
据置期間付円建年金移行後の解約返戻金額は積立金相当額となります(市場価格調整と解約控除は行いません)。
- 年金支払開始日の変更
据置期間付円建年金移行後の据置期間中、契約者のお申し出により、毎年の契約応当日に所定の範囲内で年金支払に移行できます。選択できる年金種類は主契約と同じです。
- 最低年金額 10万円

⚠ 当保険にかかる費用は、「保険関係費用」、「年金を管理するための費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります(詳しくは「契約概要 4」をご覧ください)。

⚠ 解約時・減額時には、「市場価格調整」保険料を下回ることがあり、損失が生じる(詳しくは「契約概要 10」をご覧ください)。

「解約おそれ」により解約返戻金額が一時払控除により減少することがあります。

⚠ 外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)についてご確認ください。為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

〈ご参考〉 外貨建運用のポイントは「金利」と「為替」です!

外貨建資産を運用せずにそのまま保有した場合

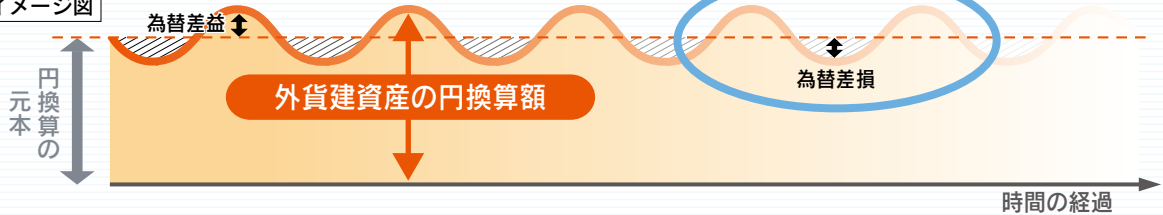
資産は外貨建で一定のままです。

イメージ図



上記の外貨建資産を円に換算した場合

イメージ図



例

資産を米ドルに交換後、運用せずに保有

1,000万円

●米ドルへの交換時
1米ドル=100円

10万米ドル

運用せずに保有

10万米ドル

●円への交換時

[1米ドル=110円]の場合

[1米ドル=100円]の場合

[1米ドル=90円]の場合

円安
1,100万円
1,000万円
900万円
円高

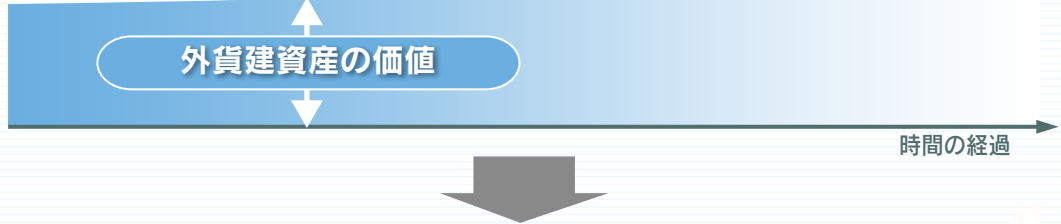
●表示の金額は通貨交換時にかかる手数料・受取時の課税などは考慮していません。

外貨建資産を運用した場合

資産は外貨建で増加していきます。

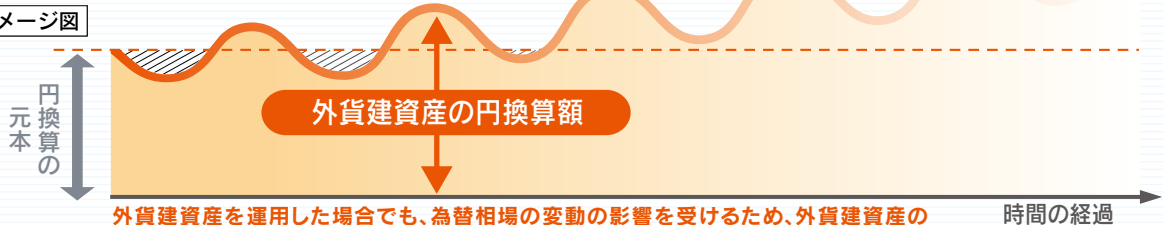
※一般に運用期間が長ければ、金利は高くなる傾向にあります。

イメージ図



上記の外貨建資産を円に換算した場合

イメージ図



外貨建資産を運用した場合でも、為替相場の変動の影響を受けるため、外貨建資産の円換算額が円換算の元本を下回り損失が生じる場合があります。

例

資産を米ドルに交換後、運用して保有

1,000万円

●米ドルへの交換時
1米ドル=100円

10万米ドル

年利1.5%で
10年間
複利運用
した場合

約11.6万米ドル

●円への交換時

[1米ドル=110円]の場合

[1米ドル=100円]の場合

[1米ドル=90円]の場合

円安
約1,276万円
約1,160万円
約1,044万円
円高

●表示の金額は通貨交換時にかかる手数料・受取時の課税などは考慮していません。

商品概要 ③

定期引出プラン

運用成果を1年後から定期的に受け取りたい方に。

●「定期引出プラン」は主契約に積立金定期引出特約(09)を付加したものです。

特徴 1 ご契約の翌年から毎年受け取れます。
定期引出金の金額(運用通貨建)はご契約時の積立利率により確定します。

特徴 2 定期引出金は円(*)または運用通貨
*「定期引出金を円により支払う場合の特約」を年1回受取りのほか、分割受取り(年2・3・4・最低引出額を満たす必要があります)

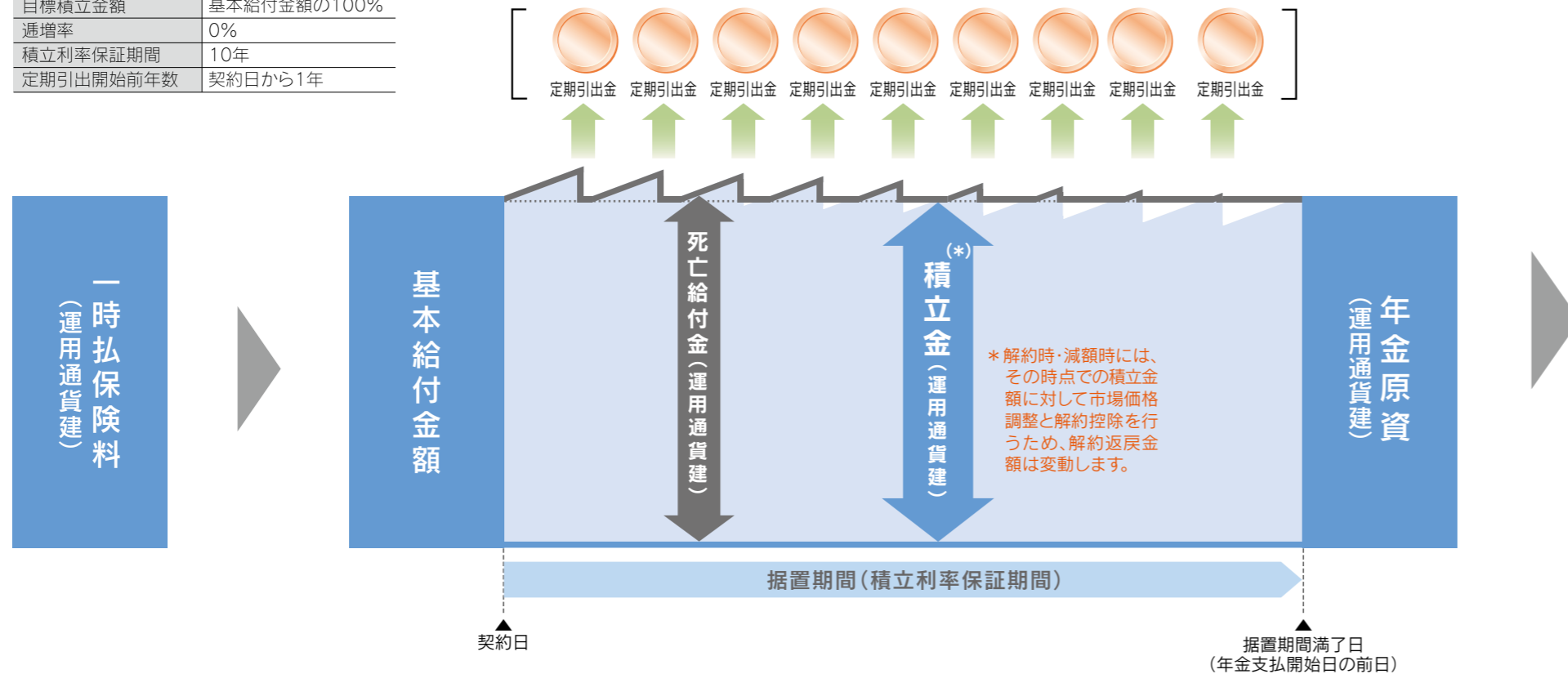
通貨でのお受取りとなります。
適用 6・12回)も可能です。(お受取りにあたっては、1回あたりの

特徴 3 年金原資は「一時払保険料相当額」を保証します。
年金原資額は積立利率にかかわらず一時払保険料相当額(運用通貨建)となります。

■イメージ図

特約の型	定額型100
目標積立金額	基本給付金額の100%
通増率	0%
積立利率保証期間	10年
定期引出開始前年数	契約日から1年

ご契約の翌年から、一定額(運用通貨建)の定期引出金を毎年円または運用通貨でお受取りいただけます。
(円でのお受取りの場合、定期引出金は毎年の定期引出日におけるメットライフ生命所定の為替レートで円に交換するため、円貨でのお受取額は変動します。)



お受取方法について、詳しくは [11ページ](#) をご覧ください。

実際のご契約に適用される積立利率、定期引出額につきましては必ず設計書などにてご確認ください。
積立利率は毎月2回設定されます。ご契約の際には必ずメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター(0120-023-063)または設計書などにて最新の積立利率をご確認ください。

運用通貨・据置期間(積立利率保証期間)がご選択いただけます。

定期引出プラン	運用通貨(*)			据置期間(積立利率保証期間)	
	米ドル	ユーロ	豪ドル	5年	10年

*1つの契約において、通貨は複数をご選択いただけますが、据置期間(積立利率保証期間)は同一のものをご選択いただけます。

●定期引出金を円でお受け取る場合の一時払保険料の範囲(払込方法は一時払のみ) ●定期引出金を運用通貨でお受け取る場合の一時払保険料の範囲(払込方法は一時払のみ)

運用通貨	一時払保険料の範囲			運用通貨	一時払保険料の範囲		
	最低額	最高額	保険料単位		最低額	最高額	保険料単位
米ドル	10,000米ドル(*1)	5億円相当額(*2)	100米ドル	米ドル	100,000米ドル(*1)	5億円相当額(*2)	100米ドル
ユーロ	10,000ユーロ(*1)		100ユーロ	ユーロ	100,000ユーロ(*1)		100ユーロ
豪ドル	20,000豪ドル(*1)	100豪ドル	100豪ドル	豪ドル	200,000豪ドル(*1)	100豪ドル	

*1 定期引出金額が1回あたりの最低引出額を満たす必要があるため、ご契約時の積立利率によってはこの金額を上回る場合があります。
*2 契約日が属する年度のメットライフ生命所定の通算為替レートを用いて円換算します(別途、通算限度があります。詳しくはお問合せください)。

●積立利率の上乗せ
積立利率保証期間が10年、かつ一時払保険料が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル以上のご契約の場合、積立利率の決定時に年0.15%上乗せされた利率を適用します。

※積立利率の上乗せ適用可否の判断は通貨ごとに行います(複数通貨での合計はしません)。また、他のご契約との通算はしません。
※基本給付金額および積立金額が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル未満となる減額はできません。

⚠ 当保険にかかる費用は、「保険関係費用」、「年金を管理するための費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります(詳しくは [契約概要 4](#) をご覧ください)。

⚠ 解約時・減額時には、「市場価格調整」保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください)。

⚠ 「解約控除」により解約返戻金額が一時払生じるおそれがあります

⚠ 外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)についてご確認ください。為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●ご契約時に選択可能な運用通貨・据置期間(積立利率保証期間)と契約年齢範囲

据置期間(積立利率保証期間)	契約年齢範囲(被保険者年齢)
米ドル・ユーロ・豪ドル建	0歳~85歳
5年	0歳~85歳
10年	0歳~80歳

●最低保証積立利率
据置期間を通じて以下の最低保証積立利率があります。

最低保証積立利率
米ドル・ユーロ・豪ドル建
年0.4%

●積立金定期引出特約(09)のお取扱い
・年金原資額 基本給付金額の100%
・特約の付加 契約時および更改時に付加することができます。
・特約の自動更新 お取扱いはありません。
・特約のみの解約 お取扱いはありません。
・死亡保障 詳しくは [契約概要 7](#) をご覧ください。

定期引出金について

●受取通貨 円 米ドル ユーロ 豪ドル

円でのお受取りは「定期引出金を円により支払う場合の特約」を適用したお取扱いとなります。
・円での受取額に最低保証はありません。
・実際の定期引出金額は、積立利率により決定されます。
・定期引出金の実際の支払は、定期引出日の翌営業日以降となるため、定期引出日にはお受取りいただけません。
・定期引出金に対し市場価格調整と解約控除は行われません。
・定期引出時に主契約の基本給付金額が減額されることはありません。
・定期引出金の受取通貨の変更はできません。

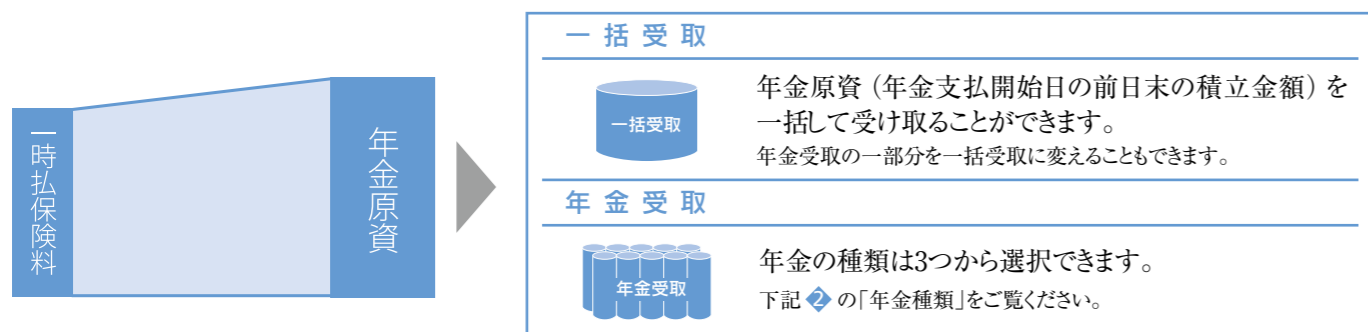
●定期引出金のお受取り【定額型100】		
支払開始日	1年後の契約応当日	
毎年の支払日(定期引出日)	年単位の契約応当日	
受取回数(年1回の場合)	積立利率保証期間5年	合計4回
	積立利率保証期間10年	合計9回
定期引出金額	米ドル建・ユーロ建・豪ドル建で毎年一定額	
1回あたりの最低引出額	円でのお受取り: 100米ドル相当額・100ユーロ相当額・200豪ドル相当額 運用通貨でのお受取り: 1,000米ドル・1,000ユーロ・2,000豪ドル	

●定期引出金の分割受取
年2回・年3回・年4回・年6回・年12回の分割受取が可能です(支払日は定期引出日の月単位の応当日となります)。
※1回あたりの最低引出額の条件を満たす必要があります。
●定期引出金の減額 お取扱いはありません(基本給付金額が減額された場合は定期引出金も自動的に減額されます)。

[お受取方法] ライフプランに応じたお受取りが可能です。

1 お受取方法をご選択いただけます。

一括受取 または 年金受取



2 年金の種類は3つからご選択いただけます。

年金種類

- 年金受取方法は、年金支払開始日の前日に変更することもできます。
- 年金の種類、保証期間あるいは年金支払期間は、年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/2,000豪ドル/10万円（最低年金額）以上となるようにご選択ください。
- 年金受取開始後は年金種類などを変更することができません。また、通貨ごとに異なる年金の種類や受取方法を選択できません。
- 初回の年金支払日は年金支払開始日、2回目以降は年金支払開始日の年単位の応当日となります（*）。
*実際のお支払いは、原則として年金支払日の翌営業日以降となるため、年金支払日にはお受取りいただけません。

保証期間付 終身年金
支払期間には保証期間があり、この期間中に被保険者が死亡されたときは、死亡一時金として保証期間中の未払年金の現価を一括して年金受取人にお支払いします。
※年金支払開始日における被保険者の年齢が満40歳以上の場合のみご選択いただけます。
保証期間 5年/10年/15年

保証期間付 夫婦年金
支払期間には保証期間があり、この期間中にご夫婦ともに死亡されたときは、死亡一時金として保証期間中の未払年金の現価を一括して年金受取人にお支払いします。
※年金支払開始日における被保険者の年齢が満40歳以上かつ夫婦の年齢差が±15歳以内の場合のみご選択いただけます。
※ご契約時には保証期間付夫婦年金を選択することはできません。
保証期間 5年/10年/15年

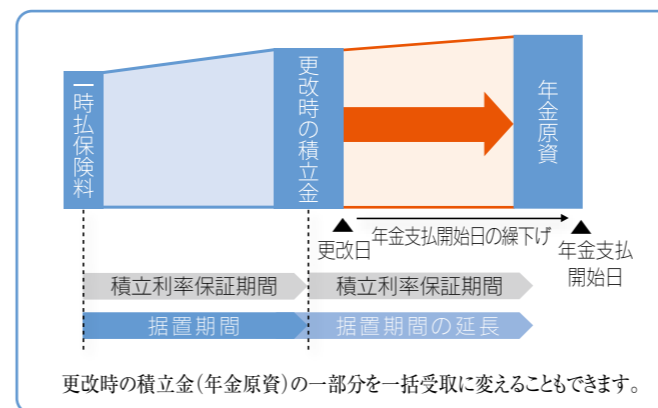
一定期間、年金をお受取りいただけます。
年金支払期間中に被保険者が死亡されたときは、死亡一時金として未払年金の現価を一括して年金受取人にお支払いします。
年金支払期間 5年/10年/15年/20年/30年/36年

年金のお取扱いについて、詳しくは [契約概要 6 7](#) をご覧ください。

3 据置期間の延長・年金支払開始日の繰延べができます。

据置期間の延長 ◆据置期間の延長（年金支払開始日の繰下げ）を行うことができます。

※据置期間の延長時にお選びいただけるプランは据置期間満了時にネットライフ生命が提示しているものに限ります。なお、延長時には更改日時時点で設定されている積立利率が適用されます。



■ターゲット設定プラン

運用通貨	積立利率保証期間	更改時の年齢範囲（被保険者年齢）
米ドル ユーロ 豪ドル	5年	85歳まで
	7年	83歳まで
	10年	80歳まで

●積立利率保証期間は5年/7年/10年の中からご選択いただけます。

- [各プラン共通]
- 最長40年かつ満90歳までの範囲内で延長できます。
 - 延長時には積立金の移転もできます。
 - ※ターゲット設定プランを選択し、据置期間付円建年金へ移行した場合、据置期間の延長・積立金の移転はできません。

■基本プラン

運用通貨	積立利率保証期間	更改時の年齢範囲（被保険者年齢）
米ドル ユーロ 豪ドル	3年	87歳まで
	5年	85歳まで
	7年	83歳まで
	10年	80歳まで

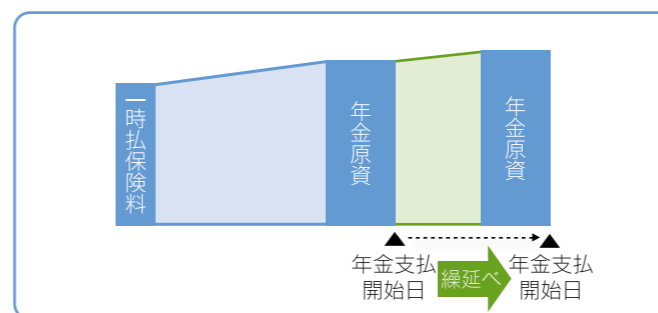
●積立利率保証期間は3年/5年/7年/10年の中からご選択いただけます。

■定期引出プラン

運用通貨	積立利率保証期間	更改時の年齢範囲（被保険者年齢）
米ドル ユーロ 豪ドル	5年	85歳まで
	10年	80歳まで

●積立利率保証期間は5年/10年の中からご選択いただけます。

年金支払開始日の繰延べ ◆据置期間満了時、年金支払開始日を繰り延べることができます。



- 最長3年かつ被保険者が最長で満90歳となる年単位の契約応当日まで年金支払開始日を繰り延べることができます。
- 繰延期間中は随時年金支払に移行できます。
- 繰延期間中に最低保証される利率は下記の通りです。

米ドル・ユーロ・豪ドル	年0.25%
-------------	--------

- 繰延期間中に死亡された場合は、積立金相当額をお支払いします。
- 繰延後の解約返戻金額は、積立金相当額となります（市場価格調整と解約控除は行いません）。
- ※ターゲット設定プランを選択し、据置期間付円建年金へ移行した場合、年金支払開始日を繰り延べることができません。

4 外貨建のご契約でも、円貨でお受取りができます。

円貨での受取り

円支払特約	年金、解約返戻金または死亡給付金を円でお受け取ることができます。年金原資を円に交換して運用し、円建の年金として円でお支払いします。
年金開始後円支払特約	年金または死亡一時金を円でお受け取ることができます。年金原資を外国通貨のまま運用し、毎年の年金支払時に円に交換して、円でお支払いします。

※特約を付加することにより、外国通貨での受取口座開設は不要です。
※円での受取りの場合、外国為替相場の影響により受取額が一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。

[死亡保障]

1 死亡されたときは、死亡給付金または死亡一時金をお支払いします。

死亡保障

死亡給付金	年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことです。
死亡一時金	年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき(保証期間付夫婦年金の場合は、保証期間中に被保険者・被保険者の配偶者いずれも死亡されたとき)にお支払いするお金のことです。年金の種類や保証期間などにより金額が異なります。

保障内容について、詳しくは [契約概要 7](#) をご覧ください。

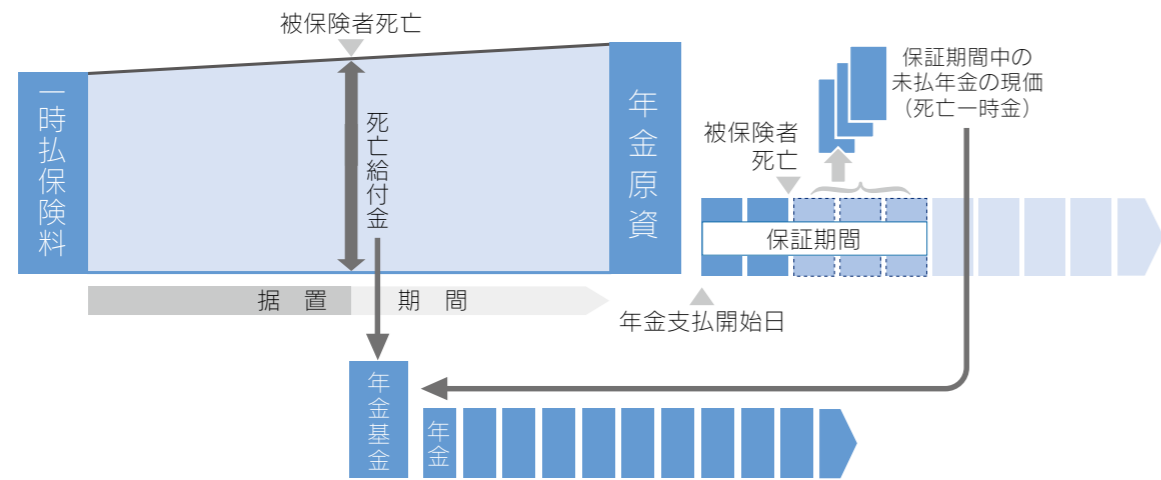
2 特約を付加することにより、死亡給付金・死亡一時金をご遺族などが年金として受け取ることができます。

年金支払特約

据置期間中の死亡時	死亡給付金を原資(年金基金)とした年金をご遺族(死亡給付金受取人)が受け取ることができます。
年金支払開始日以後の死亡時	死亡一時金を原資(年金基金)とした年金をご遺族など(年金受取人)が受け取ることができます。

※年金支払特約を申し込むことができる方は、契約時および据置期間中は契約者、年金支払開始日以後は年金受取人となります。
 ※年金支払特約による年金の受取額は、死亡給付金受取人/年金受取人の年齢などにより異なります。
 ※年金の受取方法は年金支払特約を付加するときにご選択いただけます。受取方法につきましては [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

■「年金支払特約」のイメージ図 (保証期間付終身年金の場合)



ご加入者さまの特典

健康サポート

A 健康生活ダイアル24

サービス対象者: **被保険者** **ご家族**

- 経験豊かなスタッフが電話による健康相談にお応えします。
- 医療機関情報もスピーディに提供します。



B セカンドオピニオンサービス

サービス対象者: **被保険者**

- よりよい医療を選択するために総合相談医によるセカンドオピニオンを受けることができます。
 - 各専門分野の総合相談医がお客さまの病症などの相談をお受けします。
 - 総合相談医が面談にてより高度な専門性が必要と判断した場合、お客さまの病症などに合わせて優秀専門臨床医を紹介します。
- ※優秀専門医とは、ティーベック(株)の評議員から推薦および選考された高いレベルの専門性を有する現役の臨床医のことです。



C ガン総合サポートサービス

サービス対象者: **被保険者**

- ① **ガン電話相談ダイアル**
ガンに関するさまざまな質問に専門スタッフがお応えします。
- ② **セカンドオピニオンサービス**
よりよい医療を選択するために総合相談医によるセカンドオピニオンを受けることができます。(Bと同一サービスです。)
- ③ **粒子線治療サポートサービス**
総合相談医が面談にて粒子線治療への適応を判断した場合には、粒子線治療を実施する医療機関を紹介します。

D 糖尿病総合サポートサービス

サービス対象者: **被保険者**

- ① **糖尿病電話相談ダイアル**
経験豊かな保健師、看護師などが糖尿病に関するさまざまな質問に電話でお応えします。
 - ② **優秀糖尿病臨床医/糖尿病の専門医療機関紹介サービス**
保健師、看護師などが糖尿病について相談に応じると同時に、糖尿病治療を専門とする優秀糖尿病臨床医の紹介や、糖尿病の専門医療機関のご案内をします。
- ※優秀糖尿病臨床医とは、ティーベック(株)の評議員から推薦および選考された高いレベルの専門性を有する現役の臨床医のことです。

メンタルサポート

E メンタルヘルスサポートサービス

サービス対象者: **被保険者**

- 精神的な悩みやこころの問題について、電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

入院サポート

F 入院サポートサービス

サービス対象者: **契約者** **被保険者** **ご家族**

- 入院治療に専念できるようにご家族の生活をサポートするサービスを紹介します。
 - **家事代行** ● **ベビーシッター** ● **ペットシッター** ● **滞在施設予約**
- ※地域によってはご利用いただけないサービスがあります。
 ※サービスに利用料金が生じる場合は利用者の負担となります。



※これらのサービスは2015年3月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
 ※A B C D Eは、ティーベック(株)が提供します。Fはメットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。
 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。
 ※サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。
 ※ご利用の際には、保険証券に同封の案内チラシにてご利用方法をご確認ください。



契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

「ビーエルクローバー」〈個人年金保険(米ドル建 09)〉は、外国通貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)で運用する定額の個人年金保険です。

正式名称: 個人年金保険(米ドル建 09)
ユーロ特約(09)、豪ドル特約(09)
円建年金移行特約(09)、積立金定期引出特約(09)



1 引受保険会社の名称、住所など

- 名称: メットライフ生命保険株式会社
- 住所: 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
- 電話: 0120-880-533 (お客様相談室)
- ホームページ: www.metlife.co.jp

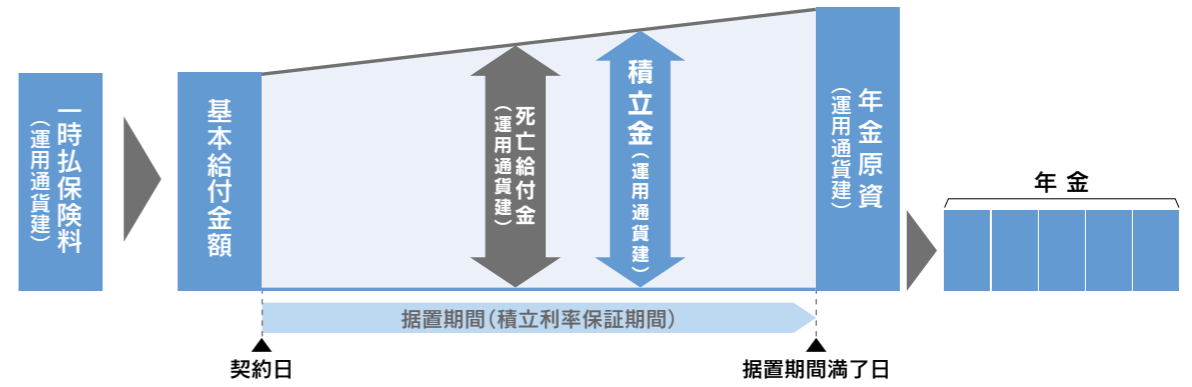


2 商品のしくみと特徴

- 契約時に保険料を一括してお支払いいただき、将来一定額の年金をお受取りいただけます。
- 通貨は、米ドル・ユーロ・豪ドルの3通貨の全部または一部を選択できます。
(ユーロ特約(09)・豪ドル特約(09))
- 保険料や、年金・給付金・解約返戻金などの金銭の授受については、各運用通貨でおこないます。
- 積立金は積立利率に応じて増加し、年金原資となります。
- 年金原資の受取方法は、「一括」または3種類の「年金」から選択できます。
- 据置期間を延長して(更改)、新たな積立利率保証期間を設定し、継続して運用することができます。
- 更改時および年金支払開始日に、各通貨建の積立金を他の通貨建の積立金に移転することができます。
- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」があります。
- 解約時・減額時には、積立利率保証期間・経過年数に応じた「解約控除」がかかります。

※据置期間・一時払保険料・年金種類などは、お申込みいただく際に申込書にてご確認ください。

しくみ図 イメージ図



積立利率について

- 積立利率とは、積立金に付利する利率のことをいいます。
- 積立利率は、毎月1日と16日に設定されます。積立利率は、通貨や積立利率保証期間ごとに所定の指標金利をもとに設定されますので、通貨・積立利率保証期間などにより異なります。
- 積立利率は、契約日(更改日)時点で設定されている利率が積立利率保証期間を通じて適用されます。
- 各通貨の積立利率は、所定の期間における各通貨の指標金利の平均値に-1.0%~+1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から、保険関係費用を差し引いた利率です。

$$〔積立利率〕 = \left[\begin{array}{l} \text{指標金利の平均値の} \pm 1.0\% \text{の範囲内で} \\ \text{メットライフ生命が定めた利率} \end{array} \right] - \text{〔保険関係費用〕}$$

▶指標金利とは、積立利率の計算の基礎となるもので、次のとおりです。

通貨	指標金利
米ドル建部分	金利スワップレート(年限は積立利率保証期間と同じ) 米ドル - 米ドル買値
ユーロ建部分	金利スワップレート(年限は積立利率保証期間と同じ) ユーロ - ユーロ買値
豪ドル建部分	金利スワップレート(年限は積立利率保証期間と同じ) 豪ドル - 豪ドル買値

※指標金利は通貨・期間に応じて異なります。

- 積立利率は、年0.40%を最低保証します。
- 積立利率保証期間が10年、かつ一時払保険料が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル以上のご契約の場合、積立利率の決定時に年0.15%上乗せされた利率を適用します。
※積立利率の上乗せ適用可否の判断は通貨ごとに行います(複数通貨での合計はしません)。また、他の契約との通算はしません。
※基本給付金額および積立金額が200,000米ドル、200,000ユーロ、200,000豪ドル未満となる減額はできません。

● 積立利率については、下記にてご確認ください。

メットライフ生命
ファイナンシャルサービスセンター **0120-023-063**

メットライフ生命 ホームページ <http://www.metlife.co.jp/financial> (*)

*表紙に記載の商品名のページをご覧ください。

● 契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中でも積立利率についてご案内します。

3 この商品のリスクについて

▲外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)についてご確認ください。

- 為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

▲解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性についてご確認ください。

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」があります。
- 解約時・減額時には、積立利率保証期間・経過年数に応じた「解約控除」がかかります。
- 上記の「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

4 諸費用について

▲ご負担いただく費用についてご確認ください。

当保険にかかる費用は、「保険関係費用」、「年金を管理するための費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。また、特定のお客さまにかかる費用として「解約控除」があります。

〈保険関係費用〉

- 保険関係費用とは、死亡保障、保険契約の締結・維持および積立利率を最低保証するためなどにかかる費用です。積立利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に±1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から、最大1.37%の保険関係費用が控除されます。なお、メットライフ生命が定めた利率から保険関係費用を控除したものが積立利率となります。

〈年金を管理するための費用〉

- 毎年の年金受取時に、年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が控除されます(費用の割合は2015年5月現在のものであり、将来変更されることがあります)。

〈外国通貨のお取扱いにかかる費用〉

- 外貨建の保険料を円貨または他の外国通貨にてご用意される際には、各通貨ごとの為替手数料が必要になります。また、外貨建の年金などを円貨で受け取る際にも、各通貨ごとの為替手数料が必要になります。
- 保険料を外国通貨で払い込む際には金融機関への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また、年金などを外国通貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 外貨交換レート(TTS)および円交換レート(TTB)は、仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨交換時のご負担となります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 「円支払特約・年金開始後円支払特約」および積立金の移転をされる際のレートも、仲値(TTM)に対してそれぞれ差がありますので、その差額が適用時のご負担となります。**適用時の仲値(TTM)は、メットライフ生命所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。**

運用通貨	円支払特約・年金開始後円支払特約のレート
米ドル	TTM-50銭
ユーロ	TTM-50銭
豪ドル	TTM-50銭

(特約のレートは2015年5月現在のものであり、将来変更されることがあります)

〈解約控除〉

- 解約時・減額時に、積立利率保証期間・経過年数に応じて、積立金額に対して7.0%~0.7%を控除します。詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください。



5 ご契約について

保険料払込方法/経路	一時払/メットライフ生命指定口座への振込	
ご契約時に選択いただける据置期間(積立利率保証期間)と年齢範囲(被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間(積立利率保証期間) 3年: 0歳~87歳 据置期間(積立利率保証期間) 5年: 0歳~85歳 据置期間(積立利率保証期間) 7年: 0歳~83歳 据置期間(積立利率保証期間) 10年: 0歳~80歳 	
お申込みいただける一時払保険料	最低額	10,000米ドル/10,000ユーロ/20,000豪ドル
	最高額	5億円相当額
保障(責任)の開始	一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから、メットライフ生命は保障(責任)を開始し、この日を契約日とします。	
被保険者	原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申込みの形態によっては、お引受けできないことやお申込み金額を制限させていただくことがあります。 (例)被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合	
死亡給付金受取人	原則として、被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者または被保険者の3親等以内の血族の方からご指定ください。なお、死亡給付金受取人は複数人をご指定いただけます。	
年金受取人	契約者または被保険者のいずれかを指定することができます。	

※金融情勢などの影響により、通貨・積立利率保証期間によってはお取扱いを見合わせている場合があります。お申込みの際は最新の積立利率をご確認ください。

※契約者は個人の方に限ります。

※被保険者が入院中の場合、ご加入いただけません。

※保険料をお支払いいただいた後、あるいは保険契約が成立した後に、ご契約をお引受けできないことが判明した場合、外貨建の一時払保険料または解約返戻金は外国通貨で受領できる口座に外国通貨にてお返しいたします。



6 年金種類について

ご契約時に選択いただける年金種類	保証期間付終身年金(保証期間: 5年/10年/15年) 確定年金(年金支払期間: 5年/10年/15年/20年/30年/36年)	
年金支払開始日の前日に選択いただける年金種類および年金受取開始時の年齢範囲(被保険者)	保証期間付終身年金(5年/10年/15年)	40歳~90歳
	保証期間付夫婦年金(5年/10年/15年)	40歳~90歳
	確定年金(5年/10年/15年)	3歳~90歳
	確定年金(20年)	3歳~85歳
	確定年金(30年)	3歳~75歳
	確定年金(36年)	3歳~69歳

※年金額が1,000米ドル/1,000ユーロ/2,000豪ドル/10万円(最低年金額)に満たない年金種類は選択できません。

※保証期間付夫婦年金は、夫婦の年齢差が±15歳以内の場合にご選択いただけます。

■ 年金のお取扱いについて

- **実際の年金額は、ご契約時点で定まるものではなく、年金支払開始時点の基礎率(積立利率、予定死亡率、年金を管理するための費用)などにもとづいて計算された金額となります(ただし、確定年金の場合は予定死亡率を除きます)。今後の経済情勢、平均寿命の変化などにより基礎率などが変更された場合、契約時に例示した年金額を大きく下回る可能性があります。**
- **年金支払開始日に計算された年金額が上記の最低年金額を下回る場合は、年金種類などを変更あるいは年金原資を一括でお受取りいただくこととなりますので、年金受取開始の際に改めてご確認ください。**
- 年金支払開始日以後の最低保証積立利率は、外貨建:年1.00%(円支払特約を付加した場合は年0.25%)、円建:年0.25%となります。



7 保障内容について

給付金などの種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人	お支払いできない場合の例(給付に際しての制限事項)
年金	年金支払開始日以後の年金支払日に被保険者が生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡給付金	据置期間中に被保険者が死亡されたとき	死亡された日の各通貨における次のいずれか大きい金額 ①基本給付金額 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額	死亡給付金受取人	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺された場合 ●契約者または死亡給付金受取人の故意の場合 ●契約時や受取時に詐欺行為があった場合
	据置期間付円建年金移行後の据置期間中に被保険者が死亡されたとき(*) (円建年金移行特約(09)を付加した場合)	死亡された日の積立金相当額		
死亡一時金	年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき	年金支払期間中または保証期間中の未払年金の現価	年金受取人	—

* 据置期間付円建年金移行後の据置期間中の災害死亡時には、災害死亡給付金(死亡された日の積立金の10%相当額)を死亡給付金に加算してお支払いします。

※死亡給付金、死亡一時金が支払われた場合ご契約は消滅します。

■ 年金の継続受取

- 年金支払開始日以後に被保険者が死亡されたとき、以下の場合はそのまま継続して年金を受け取ることも可能です。
 - ・保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金で残余保証期間がある場合
 - ・確定年金で残余年金支払期間がある場合

■ 後継年金受取人

- 後継年金受取人をあらかじめご指定いただくことで、年金受取人が年金支払開始日以後に死亡された場合には、その後の年金(年金受取人が被保険者の場合は死亡一時金)を後継年金受取人にお支払いします。
後継年金受取人の指定がなく年金受取人が死亡された場合は、死亡された年金受取人の法定相続人が新たな年金受取人となります。
- 後継年金受取人とは、年金受取人が年金支払開始日以後に死亡された場合に、その権利および義務を承継する方をいいます。



8 付加できる主な特約について

円建年金移行特約(09)	<p>解約返戻金の円換算額が円建の目標額に到達した場合、据置期間付円建年金に移行します。 (運用成果を円貨で確定できます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用通貨は米ドル建/ユーロ建/豪ドル建、契約時または更改時に選択いただける積立利率保証期間は5年/7年/10年となります。 ● 据置期間付円建年金に移行後は、据置期間満了まで所定の利率で運用します。 ● 据置期間付円建年金移行後の解約返戻金額は積立金相当額となります(市場価格調整と解約控除は行いません)。
積立金定期引出特約(09)	<p>積立金の一部分を定期的に引き出し、契約者が受け取ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運用通貨は米ドル建/ユーロ建/豪ドル建、契約時または更改時に選択いただける積立利率保証期間は5年または10年となります。 ● 定期引出金の金額は、契約時または更改時の積立利率と一時払保険料(基本給付金額)により確定します(当特約を付加した場合と付加しない場合の積立利率は異なります)。 ● 定期引出金を運用通貨で受け取る場合の一時払保険料の最低金額は100,000米ドル/100,000ユーロ/200,000豪ドルとなります。 ● 定期引出金額が1回あたりの最低引出額を満たす必要があるため、お申込みいただける一時払保険料(基本給付金額)の最低額が契約時または更改時の積立利率によっては下記の金額を上回る場合があります。 [定期引出金を円で受け取る場合] 10,000米ドル/10,000ユーロ/20,000豪ドル [定期引出金を運用通貨で受け取る場合] 100,000米ドル/100,000ユーロ/200,000豪ドル
円支払特約	<p>年金、解約返戻金または死亡給付金を円で受け取ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金原資を円に交換して運用し、円建の年金として円でお支払いします。 ● 複数の外国通貨でご契約された場合に、一部分の外国通貨に対してのみ当特約を付加することはできません。
年金開始後円支払特約	<p>年金または死亡一時金を円で受け取ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金原資を外国通貨のまま運用し、毎年の年金支払時に円に交換して、円でお支払いします。 ● 複数の外国通貨でご契約された場合に、一部分の外国通貨に対してのみ当特約を付加することはできません。
年金支払特約	<p>死亡給付金または死亡一時金を原資(年金基金)として、年金を受け取ることができます。</p>

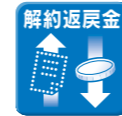
※円建年金移行特約(09)と積立金定期引出特約(09)を重複して付加することはできません。

※詳しくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。



9 配当金について

- この保険に配当金はありません。



10 解約返戻金について

- ご契約を解約・減額される時期や市場環境などの変化に応じて解約返戻金額が変動します。お支払額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率と解約控除率を反映させた金額となります。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約日・減額日の積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率})$$

①市場価格調整率

市場価格調整とは運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させるものです。市場価格調整率は経過期間や市場環境などによって変動し、上限と下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(*1)}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率}(*2) + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}(*3)}{12}}$$

*1 適用されている積立利率

解約日・減額日に、ご契約中の保険契約に適用されている積立利率

*2 解約日・減額日に計算される積立利率

解約日・減額日に適用されている積立利率保証期間に対して、解約日・減額日を積立利率計算基準日とみなした場合に計算される積立利率

※積立利率の上乗せが適用されている場合、「解約日・減額日に計算される積立利率」についても同様に適用します。

*3 残存月数

解約日・減額日から起算して、直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数(月数未満切上)

②解約控除率

解約・減額する際に、積立利率保証期間・経過年数に応じて、下記の解約控除がかかります(更改後の積立利率保証期間中にも同様に下記の解約控除がかかります)。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
積立利率保証期間 10年	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%
積立利率保証期間 7年	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%
積立利率保証期間 5年	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%
積立利率保証期間 3年	2.1%	1.4%	0.7%	—	—
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
積立利率保証期間 10年	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%
積立利率保証期間 7年	1.4%	0.7%	—	—	—
積立利率保証期間 5年	—	—	—	—	—
積立利率保証期間 3年	—	—	—	—	—



注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

▲ご負担いただく費用についてご確認ください。

当保険にかかる費用は、「保険関係費用」、「年金を管理するための費用」、「外国通貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。また、特定のお客さまにかかる費用として「解約控除」があります。

〈保険関係費用〉

- 保険関係費用とは、死亡保障、保険契約の締結・維持および積立利率を最低保証するためなどにかかる費用です。積立利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に±1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から、最大1.37%の保険関係費用が控除されます。なお、メットライフ生命が定めた利率から保険関係費用を控除したものが積立利率となります。

〈年金を管理するための費用〉

- 毎年の年金受取時に、年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が控除されます(費用の割合は2015年5月現在のものであり、将来変更されることがあります)。

〈外国通貨のお取扱いにかかる費用〉

- 外貨建の保険料を円貨または他の外国通貨にてご用意される際には、各通貨ごとの為替手数料が必要になります。また、外貨建の年金などを円貨で受け取る際にも各通貨ごとの為替手数料が必要になります。
- 保険料を外国通貨で払い込む際には金融機関への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。また年金などを外国通貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 外貨交換レート(TTS)および円交換レート(TTB)は、仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨交換時のご負担となります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 「円支払特約・年金開始後円支払特約」および積立金の移転をされる際のレートも、仲値(TTM)に対してそれぞれ差がありますので、その差額が適用時のご負担となります。適用時の仲値(TTM)は、メットライフ生命所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。

運用通貨	円支払特約・年金開始後円支払特約のレート
米ドル	TTM-50銭
ユーロ	TTM-50銭
豪ドル	TTM-50銭

(特約のレートは2015年5月現在のものであり、将来変更されることがあります)

〈解約控除〉

- 解約時・減額時に、積立利率保証期間・経過年数に応じて、積立金額に対して7.0%~0.7%を控除します。詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください。

▲外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)についてご確認ください。

- 為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

▲解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性についてご確認ください。

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」があります。
- 解約時・減額時には、積立利率保証期間・経過年数に応じた「解約控除」がかかります。
- 上記の「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。



1 お申込みの取消しには期間の制限があります 【お申込みの撤回など(クーリング・オフ)について】

■ 制度の内容

- 申込者または契約者(以下「申込者など」といいます)は、「クーリング・オフ(お申込みの撤回など)制度を記載した書面(ご契約のしおり)の受領日」と「申込日」の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回などをすることができます。

■ お申出方法

- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。その書面を下記のメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター宛にご郵送ください。

＜送り先＞
〒130-8561 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行

以上の手続きをとられたとき、申込者などに保険料の全額をお返しします(外貨建のご契約において、外国通貨で保険料をご入金いただいた場合には同額の外国通貨にて返金します)。なお、クーリング・オフに代わり、解約することもできます。

■ 適用除外

- 次の場合などにはお申込みの撤回などをすることができません。
- 債務履行の担保のための保険契約である場合

2 お申込時にご報告いただく事項について 【告知】

告知の重要性

- 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、契約者や被保険者には職業などについて正しい告知をしていただく義務(告知義務)があります。

告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。ご自身で正確に告知してください。告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

申込内容などについての確認

- ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または給付金などのご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容やご請求内容について確認させていただくことがあります。

正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、給付金などをお支払いできないことがあります。たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に給付金などの支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後であっても詐欺による取消しとなります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。**
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、「新たな保険契約」のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取消しとなることもありますのでご注意ください。

3 保障を開始する時期について 【責任の開始】

- お申込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いときから保険契約上の責任を負います(責任開始)。
- 上記により責任を開始する日を契約日とします。
- 生命保険募集人は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。



4 給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺行為があり、ご契約が取消しとなった場合
- 給付金などの不法取得目的を理由にご契約が無効となった場合
- 免責事由に該当した場合(例: 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡、契約者または受取人の故意による死亡など)

上記に該当する場合でも、積立金や解約返戻金などをお支払いできる場合がありますのでお問合せください。



5 お支払いに関する手続きなどの留意事項

お支払いに関するお手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページなどにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

<ご連絡先>

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-023-063 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)



6 解約時にお受取りになる金額の変動について 【解約返戻金について】

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」があります。
- 解約時・減額時には、積立利率保証期間・経過年数に応じた「解約控除」がかかります。
- 上記の「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

※詳しくは [契約概要 10](#) をご覧ください。



7 お受取額が少なくなる可能性について [為替リスクと自己責任原則について]

- 為替相場の変動により、年金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や年金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(為替リスク)。この為替リスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者または受取人に帰属します。



8 通貨を交換するときの留意事項

- 外貨建の契約は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金などの受取時または積立金の移転時における外国為替相場により円貨または各外国通貨のいずれかに換算した年金などの額が、ご契約時における外国為替相場により同通貨に換算した年金などの額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクの例(米ドル・ユーロの場合)



※対顧客電信売相場(TTS)とは、お客さまが金融機関などから外貨を購入するときの一般的な為替レートです。
※対顧客電信買相場(TTB)とは、お客さまが金融機関などに外貨を売却するときの一般的な為替レートです。



9 外貨建保険料を払い込むときの留意事項 [一時払保険料の入金について]

■ 外国通貨で入金される場合

- 一時払保険料は各通貨建となります。外国通貨を円貨にてご用意される方は金融機関などで外国通貨をお求めください。この場合、交換時の各外国通貨の為替相場により円換算額が変動します。
- 「外貨入金特約」を付加した場合、外貨建の一時払保険料を他の外国通貨で入金することもできますが、三井住友銀行では取扱いしておりません。この特約の為替レート(クロスレート)に含まれる為替手数料は、メットライフ生命指定の金融機関が公表している外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)との差額の2分の1を上回ることはありません。また、為替レート(クロスレート)は、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日(着金日)ごとに異なります。

■ 円貨で入金される場合

- 「保険料円入金特約」を付加した場合、外貨建の一時払保険料を円貨で入金することもできますが、三井住友銀行では取扱いしておりません。この特約の為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する各通貨の対顧客電信売相場(TTS)を上回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日ごとに異なります。なお、保険料円入金特約の為替レートと三井住友銀行にて取り扱う為替レートは、異なる場合があります。



10 外貨建年金などを受け取るとき の留意事項 [特約による円交換時のレートについて]

- 円支払特約または年金開始後円支払特約を付加されると、外貨建の年金、解約返戻金および死亡給付金などを円貨に換算した金額でお支払いいたします。特約を付加する場合、下表の換算基準日における各外国通貨のメットライフ生命所定の為替レートが適用されます。

支払項目	適用為替レートの基準日
年金(円支払特約)	年金支払開始日(*)
年金(年金開始後円支払特約)	毎年の年金支払日(*)
解約返戻金	メットライフ生命における書類受付日
死亡給付金・死亡一時金	支払日

* 年金支払開始日後または毎年の年金支払日後に請求があった場合、適用為替レートの基準日はメットライフ生命が必要書類を受け付けた日とします。

※この為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する各通貨の対顧客電信買相場(TTB)を下回ることはありません。

なお、一部の外国通貨に対してのみこれらの特約を付加することはできません。



11 保険契約の保護について 【生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合】

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した給付金額・年金額などが削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の給付金額・年金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる場合があります。



12 預金ではなく生命保険であることについて 【預金などとの違いについて】

- 当保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。



13 お申込みにあたっては借入れをなさらないでください 【保険料の借入れについて】

- 当保険は解約返戻金や年金などを円貨に換算した場合に一時払保険料を下回ることもあり、金融機関などからの借入れにより一時払保険料に充当した場合には借入元利金などの返済が困難になる可能性がありますので、借入れを前提として申し込んだ場合はご契約のお引受けはできません。



14 現在ご契約中の保険の解約を検討されている場合 【新たな契約への乗換えに際して】

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 健康状態などによっては、新たな保険契約へのご加入をお断りすることがあります。



15 この保険に関する相談窓口

■ メットライフ生命へのお問合せ

- 金融機関でお取り扱いする生命保険のご契約内容のご変更、給付金などのご請求など、各種手続きやご契約内容に関するお問合せにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

＜ご連絡先＞

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-023-063 (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命ファイナンシャルサービスセンターまでお問合せください。

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談ならびに苦情につきましては、メットライフ生命お客様相談室までご連絡ください。

＜ご連絡先＞

メットライフ生命 お客様相談室

0120-880-533 (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

■ 指定紛争解決機関について

- メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険協会ホームページ

<http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

16 税金の取扱いについて

下記内容は、2015年3月現在の税制にもとづきメットライフ生命がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更などにより、下記取扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

保険料の払込時	お支払いいただいた保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります(個人年金保険料控除の対象にはなりません)。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。																
年金の受取時	受取時期などによって税金の種類が異なります。																
	課税時	税金の種類															
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得) ^(*) + 住民税															
	年金支払開始日における年金の一括受取時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税時</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td> 【据置期間が3年・5年の場合】 源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%)^(*) </td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金^(*)</td> <td> 【据置期間が7年・10年の場合】 所得税(一時所得)^(*) + 住民税 </td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金^(*)</td> <td>所得税(雑所得) + 住民税</td> </tr> </tbody> </table>	課税時	税金の種類	確定年金	【据置期間が3年・5年の場合】 源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%) ^(*)	保証期間付終身年金 ^(*)	【据置期間が7年・10年の場合】 所得税(一時所得) ^(*) + 住民税	保証期間付終身年金 ^(*)	所得税(雑所得) + 住民税							
課税時	税金の種類																
確定年金	【据置期間が3年・5年の場合】 源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%) ^(*)																
保証期間付終身年金 ^(*)	【据置期間が7年・10年の場合】 所得税(一時所得) ^(*) + 住民税																
保証期間付終身年金 ^(*)	所得税(雑所得) + 住民税																
課税時	税金の種類																
年金受取期間中における年金の一括受取時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税時</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>所得税(一時所得)^(*) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金^(*)</td> <td rowspan="2">所得税(雑所得) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦年金^(*)</td> </tr> </tbody> </table>	課税時	税金の種類	確定年金	所得税(一時所得) ^(*) + 住民税	保証期間付終身年金 ^(*)	所得税(雑所得) + 住民税	保証期間付夫婦年金 ^(*)									
課税時	税金の種類																
確定年金	所得税(一時所得) ^(*) + 住民税																
保証期間付終身年金 ^(*)	所得税(雑所得) + 住民税																
保証期間付夫婦年金 ^(*)																	
<p>*1 契約者と年金受取人が同一かつ、年金額から必要経費を引いた残額が25万円以上の場合、その残額の10.21%が所得税(2013年1月以降、所得税(10%)に復興特別所得税(0.21%)が付加されています)として源泉徴収されます。また、契約者と年金受取人が異なる場合、上記のほかに年金支払開始時に年金受給権の権利評価額が「贈与税」の対象となります。</p> <p>*2 2013年1月以降、所得税(15%)に復興特別所得税(0.315%)が付加されています。</p> <p>*3 $[(収入(受取金額) - 必要経費(一時払保険料相当額)) - 特別控除(50万円)] \times 1/2$に課税されます。50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されます。</p> <p>*4 一括受取は保証期間分の未払年金の現価のみとなります。保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は年金をお支払いします。</p>																	
解約時・減額時	年金種類と解約・減額の時期によって税金の種類が異なります。																
	年金種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>契約日から5年以内の解約・減額</th> <th>契約日から5年経過後の解約・減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%)^(*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td></td> <td>所得税(一時所得)^(*) + 住民税</td> </tr> </tbody> </table>	年金種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年経過後の解約・減額	確定年金	源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%) ^(*)		保証期間付終身年金		所得税(一時所得) ^(*) + 住民税						
年金種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年経過後の解約・減額															
確定年金	源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%) ^(*)																
保証期間付終身年金		所得税(一時所得) ^(*) + 住民税															
<p>*1 2013年1月以降、所得税(15%)に復興特別所得税(0.315%)が付加されています。</p> <p>*2 $[(収入(解約返戻金額) - 必要経費(一時払保険料相当額)) - 特別控除(50万円)] \times 1/2$に課税されます。50万円の特別控除はその年の他の一時所得を合算したうえで適用されます。</p>																	
死亡給付金の受取時(据置期間中)	契約形態によって税金の種類が異なります。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡給付金受取人</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得)^(*) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者</td> <td>子</td> <td>贈与税</td> </tr> </tbody> </table>	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類	本人	本人	配偶者または子	相続税	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) ^(*) + 住民税	本人	配偶者	子	贈与税
契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類														
本人	本人	配偶者または子	相続税														
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) ^(*) + 住民税														
本人	配偶者	子	贈与税														
死亡一時金の受取時(年金支払開始日以後)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>年金受取人</th> <th>死亡一時金の受取人</th> <th>税金の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税</td> </tr> </tbody> </table>		契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	税金の種類	本人	本人	本人	配偶者または子	相続税	<p>※年金を継続して受け取る場合、年金受給権の権利評価額は「相続税」、毎年の年金は「所得税(雑所得) + 住民税」の対象となります。</p>				
	契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	税金の種類												
本人	本人	本人	配偶者または子	相続税													
定期引出金の受取時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>契約日から5年以内の定期引出金</th> <th>契約日から5年経過後の定期引出金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%)^(*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td></td> <td>所得税(雑所得) + 住民税</td> </tr> </tbody> </table>		年金種類	契約日から5年以内の定期引出金	契約日から5年経過後の定期引出金	確定年金	源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%) ^(*)		保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税	<p>* 2013年1月以降、所得税(15%)に復興特別所得税(0.315%)が付加されています。</p> <p>※定期引出金額から必要経費を引いた金額に対して課税されます。</p>					
	年金種類	契約日から5年以内の定期引出金	契約日から5年経過後の定期引出金														
確定年金	源泉分離課税20.315% (所得税15.315%、住民税5%) ^(*)																
保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税															

■ 外貨建保険の税金のお取扱いについて

当年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱いについては円建の生命保険と同じとなります。

次の基準により外国通貨を円貨に換算したうえで、円建生命保険契約と同様に取扱いします。

科目	円換算日	換算時為替レート	
一時払保険料	一時払保険料領収日	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)	
年金	年金支払日	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)	
年金原資の一括受取	年金支払開始日	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)	
解約返戻金	解約効力発生日	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)	
死亡給付金	支払事由発生日	相続税・贈与税の対象となるもの	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)
		所得税・住民税の対象となるもの	円換算日最終の対顧客電信売相場仲値(TTM)

※TTMとは、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値を指します。

※円支払特約または年金開始後円支払特約を付加した場合、年金・解約返戻金・死亡給付金などはメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

※積立金定期引出特約(09)の定期引出金を円により支払う場合の特則を適用した場合、定期引出金はメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

円換算した金額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

【年金原資の一括受取を選択された場合の例】

- ご契約：個人年金保険(米ドル建 09) 米ドル建/据置期間5年/確定年金
- 積立利率：年0.40%(最低保証積立利率)
- 一時払保険料：100,000.00米ドル(外貨でご入金)
- 年金原資額：102,016.06米ドル
- 一時払保険料領収日の為替レート(TTM)：1米ドル=100円
- 年金支払開始日の為替レート(TTB)：1米ドル=115円



【源泉分離課税額の計算(目安)】 ※円およびセント未満切捨て

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} 102,016.06 \text{米ドル} \times 115 \text{円} \\ \text{年金原資額} \quad \text{年金支払開始日の} \\ \text{(米ドル)} \quad \text{為替レート(TTB)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 100,000.00 \text{米ドル} \times 100 \text{円} \\ \text{一時払保険料} \quad \text{一時払保険料領収日の} \\ \text{(米ドル)} \quad \text{為替レート(TTM)} \end{array} \right] = 1,731,846 \text{円} \\
 & \text{円ベースでの差益} \\
 & 1,731,846 \text{円} \times 20.315\% = 351,824 \text{円} \quad \text{源泉分離課税額(円)} \\
 & \text{TTB(115円)で米ドル換算} \rightarrow 3,059.33 \text{米ドル} \quad \text{源泉分離課税額(米ドル換算額)}
 \end{aligned}$$

■ 相続または贈与などにかかる生命保険契約などにもとづく年金の税務上の取扱いの変更について

- 2010年10月より、相続・贈与などにより取得した生命保険契約の年金にかかる所得税(雑所得)の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。
- より詳しい内容などについては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問合せください。

積立利率と特約の為替レートは、以下の方法でご確認いただけます。

積立利率は毎月15日と末日(同日が休日の場合には前営業日)よりご案内し、翌営業日のご契約から適用されます。

お電話で

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-023-063

●営業時間:月曜日～金曜日(年末年始および祝日を除く)
9:00～18:00(一部24時間対応)

「ビーエルクローバー」のメニュー番号 **7** と **#**
→積立利率のご案内 **1** と **#**
→特約の為替レートのご案内 **2** と **#**
→積立金定期引出特約(09)を付加した場合の積立利率のご案内... **3** と **#**
→円建年金移行特約(09)を付加した場合の積立利率のご案内... **4** と **#**

携帯電話で

<http://www.metlife.co.jp>

※お使いの携帯電話会社または機種により、
図などが表示されない場合がございます。

PC・スマートフォンで

<http://www.metlife.co.jp/financial>

※三井住友銀行では保険料円入金特約のお取扱いはしていません。
なお、保険料円入金特約での為替レートと三井住友銀行にて取り扱う
為替レートは、異なる場合があります。

お支払いに関する手続きなどについて

お客さまからのご請求に応じて給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合などについても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。また、メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合にも、必ずご連絡ください。

＜ご連絡先＞

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-023-063(月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

生命保険募集人について

当保険の生命保険募集人は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、その身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

＜ご連絡先＞

メットライフ生命 お客様相談室

0120-880-533(月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。特に、契約者などの不利益となる事項やリスクについてご理解のうえお申込みください。また、ご契約後は大切に保管してください。

募集代理店からのお知らせ

当保険のお申込みと、当保険の締結にかかるお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。

ご契約いただいた個人年金保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となります。ぜひ最後までご継続ください。

詳しくは、当該商品取扱資格を持った三井住友銀行員までご相談ください。

■募集代理店

■引受保険会社



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行

MetLifeSM

メットライフ生命保険株式会社

〒130-0012 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナタワー
www.metlife.co.jp TEL: 0800-1701573

募 1503-0042 BLC-PD-0001-0009[2] (15.05) TP
(2015年5月現在)